

広島市障害者計画〔2013－2017〕の概要

1 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」。本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示す中長期的計画。

(2) 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

(3) 計画の推進及び点検

庁内関係部局や関係機関等との連携を図りながら、本計画に掲げる施策を総合的に推進します。毎年度、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、本計画に掲げる施策の実施状況の点検及び進行管理を行います。

2 計画の基本理念等

平成23年12月公表の市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」に基づく「基本理念」と「基本理念実現のための前提条件」を掲げます。

【基本理念】

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まち」を実現する。

【基本理念実現のための前提条件】

基本理念の実現のためには、地域ごとにそれぞれの特性を踏まえ、多様性のある施策を展開する必要がある。

施策の展開に当たっては、「個々の障害者が、生活の拠点での日々の活動を通じて自立した生活を実現し、更に、その活動の範囲を広げていく」ということを念頭におくべきである。

3 計画実施に当たっての3つの基本的な視点と重点事項

3つの基本的な視点

1 個々の障害者が、生活の拠点での活動を通じて自立した生活を実現し、さらにその活動範囲を広げていくために

障害者が市民の一人として、学び、働き、社会に貢献する営みなどをを行う、生活の拠点での日々の活動を通じて自立した生活を実現し、更に、その活動範囲を広げていくための取組が求められています。

このためには、障害者団体、福祉サービス事業者、民間事業者などを含め市民と行政が協働して地域での障害者の生活を支援する仕組みづくりが必要です。

2 相談支援の充実に向けて

全ての障害福祉サービスの基本である相談支援は、障害者が自立して生活を送るために重要な支援の一つであり、障害者の自己選択・自己決定を支援するものである必要があります。

3 総合的な就労支援、障害者雇用の拡大・定着に向けて

多くの障害者の就労を実現し、障害者が地域において、自立して生き生きと暮らせる社会を目指すことが重要です。また、個々の障害者の尊厳が保たれるよう、必要な支援を受けつつも経済的に自立した生活ができる環境を整えていく必要があります。

このためには、障害の特性に配慮しながら、障害者の就労支援に努めることが重要です。

さらに、企業等による障害者雇用の拡大・定着に向けて、障害者雇用施策のために関係機関が連携して、企業等に対する支援の充実が必要です。

5年間の中長期計画であることを踏まえた重点事項

1 障害者が生活の拠点において自立し、活動の範囲を広げていくための取組の実施

障害者に対する「基礎的な生活支援」と「社会参加活動の促進」が効果的に行われるよう、次のことを念頭に、障害者を支援する事業の再編を着実に進めます。

- ・行政が実施することが適切な事業・取組と、障害者団体等が実施することが適切な事業・取組があること
- ・全市的に一律に実施すべき事業・取組と、地域特性や障害種別・障害程度に応じて実施すべき事業・取組があること

2 相談支援事業等の強化

障害者総合支援法に基づく協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業所間の連携強化を図ります。併せて、相談支援事業所の評価方法の検討を行います。

また、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図ります。

3 障害者雇用の拡大・定着に向けた関係機関の連携の在り方等についての検討

関係者による検討会議において、現在の障害者雇用に対する関係者の取組内容や連携状況、障害者雇用の事例やノウハウを整理した上で、次の事項等を検討し、障害者雇用の拡大・定着に向けた取組を行います。

- ①行政関係機関・企業等が、障害者雇用のために果たすべき役割と具体的な取組・連携の在り方
- ②障害の特性に応じた仕事の開拓・職域の拡大など、障害者雇用のノウハウを関係者で共有・蓄積するための方策
- ③障害者雇用のノウハウと広島市の資源・特性を踏まえた障害者雇用の拡大方策

4 計画における6本の施策の柱

基本理念実現のため、重点事項に取り組むとともに、6本の施策の柱を掲げて、具体的な事業・取組を展開します

1 理解と交流の促進

地域、学校、企業等において、あらゆる障害や障害者についての理解を促進します。この中で、障害者基本法の改正による障害者の範囲拡大の周知と、十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病についての理解を促進します。

また、各種行事等への障害者の参加や障害者を含む幅広い市民の交流の場づくりの促進などにより、障害者と地域住民等との交流を促進します。さらに、障害者を支援するボランティアの育成や障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の推進に努めます。

2 生活環境整備の推進

市民からの要望・意見等を参考に障害者が外出しやすい環境づくりに努めるとともに、障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等やグループホーム等の整備促進などによって、障害者が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

さらに、地域ぐるみの防災・防犯体制の整備や障害の特性に応じた災害時の支援とメンタルヘルス対策の充実などによって、防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進に努めます。

3 相談支援の充実

基幹相談支援センターの設置、障害者団体等との連携による相談支援体制の整備・充実に努めるとともに、障害者の権利を守る取組の充実や障害者虐待防止体制の整備などにより、障害者の権利擁護の推進に努めます。

主な事業・取組

- ・障害者の範囲拡大や十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病等の周知を通じた障害や障害者についての正しい理解の促進
- ・フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営
- ・心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催
- ・行政と障害者団体等による障害者支援の在り方についての検討
- ・障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援

主な事業・取組

- ・民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討
- ・公共施設整備への設計段階からの障害者の参加
- ・市営住宅の建替等整備事業におけるバリアフリー化等
- ・グループホーム等の開設等への支援
- ・福祉避難所の拡充
- ・ひとり暮らし重度身体障害者あんしん電話事業

主な事業・取組

- ・障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実（相談支援事業所の評価等）
- ・障害者相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの設置等）
- ・障害者110番運営事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・障害者虐待防止事業

4 地域生活支援の充実

福祉サービスの基盤整備と質の向上、障害者の総合的な生活支援の充実と地域への参画促進などにより、障害福祉サービスの充実に努めます。また、疾病予防の推進と早期治療の促進などにより、保健・医療・リハビリテーションの充実に努めます。

さらに、スポーツ等を実施する場や障害者関係団体等が開催する催しを充実するなどにより、障害者のスポーツ、文化活動を促進するとともに、障害の特性に応じた情報提供サービスや障害者のコミュニケーション支援の充実に努めます。

主な事業・取組

- ・民間障害者（児）福祉施設整備補助事業
- ・サービス等利用計画の作成対象者拡大に対応した体制整備の支援
- ・障害者が生活の拠点において自立し、活動の範囲を広げていくための取組の実施
- ・広島市精神科救急医療システムの運営
- ・地域リハビリテーション推進事業
- ・障害者スポーツ大会の開催
- ・手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保

5 療育と教育の充実

障害児の早期発見体制や療育体制の整備により、療育の充実に努めます。

また、教育指導体制や教育相談体制等の整備、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や障害児の放課後活動の促進など、障害者の自立に向けた教育の充実に努めます。

主な事業・取組

- ・発達障害児早期発見・支援体制整備事業
- ・こども療育センターにおける療育の実施
- ・障害児の保育の推進
- ・特別支援教育の推進
- ・市立特別支援学校高等部充実事業
- ・休暇中の障害児地域活動支援事業
- ・放課後等デイサービス事業

6 就労支援の充実と雇用の拡大・定着

障害者の一般就労や職場定着の促進、障害の特性に応じた職業選択の支援、福祉サービス事業所等での就労支援など、総合的な就労支援に努めます。

併せて、障害者雇用の拡大・定着に向けた関係機関等とのネットワークの構築や企業等による障害者雇用の促進により、障害者雇用の拡大促進に努めます。

主な事業・取組

- ・障害者雇用の拡大・定着に向けた関係機関の連携の在り方等についての検討
- ・障害者雇用促進事業（本市職員等への知的障害者・精神障害者の雇用）
- ・障害者就労支援事業（ジョブ・ライフソーターの配置）
- ・福祉サービス事業所等で可能な新たな取組（農業分野での福祉的就労等）の検討等の支援
- ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進